

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和4年3月10日開催 外国損害保険協会]

1. 新型コロナへの対応について

- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染拡大の防止と経済活動の両立に協力をいただいていること、改めて感謝申し上げます。
- また、新型コロナウイルス感染症の拡大等により、例えば、非対面ツールの導入や、コロナに起因する様々な費用の補償など、顧客から求められるニーズも変化しているのではないかと。引き続き、顧客に寄り添った商品・サービス対応をお願いしたい。

2. 中長期的な環境変化を踏まえたビジネスモデルについて

- 中長期的な環境変化を踏まえたビジネスモデルについて、短期的には、コロナへの対応が求められるが、経営へのインパクトが大きくなり得る中長期的な課題としては、特に、自動車保険市場の縮小や、自然災害の激甚化による収益の圧迫などが挙げられる。
- 他方で、収益の確保のためにカギとなり得るのは、デジタル化によって経営を効率化しつつ、新たな顧客価値の提供を図っていくこと。
- こうした観点から、大手社と中期経営計画を中心に、経営陣との面談を含めて対話を実施したが、いずれの大手社も、10年後・20年後の中長期的な市場予測のシミュレーションを行った上で中期経営計画を策定していた。その結果、自動車保険市場は今後大きく縮小し、その減収を補うような大きな市場が現時点では想定できていないため、例えばデータの活用・分析によって、顧客ニーズに応じた新しい商品・サービスの開発を図るといった戦略を模索し、収益の多様化を図っていた。
- このような大手社の取組みも参考としつつ、中長期的な将来の収益見通しについてシミュレーションを行うとともに、収益を確保する経営戦略を検討していくことが重要。その際、しっかりとした内部管理態勢の確立について

も合わせて検討いただきたい。

- 例えば、デジタル化を推進する際には、これに伴いさまざまなシステム展開が進むことにより、より一層のサイバーセキュリティ対策が求められる。また、データを活かした非保険領域への進出によって新たな顧客価値を提供する場合も、それに伴う新たなリスクへの対応が求められる。
- こうした経営戦略や内部管理態勢の在り方について、金融庁としては、引き続き、損保各社の経営陣や関係部署と深度ある対話を行ってまいりたい。

3. サステナブルファイナンスについて

- 世界で脱炭素化の動きが加速する中で、金融機関においては、顧客企業との間で積極的に対話を進め、顧客企業による気候変動対応や、新たなビジネス機会の創出に貢献していくことが重要。特に損害保険会社においては、本業である自然災害リスクの引受を含め、顧客企業の自然災害に対する強靱性を高める取組みを支援・促進していくことが期待されている。
- 2021年6月に公表したサステナブルファイナンス有識者会議報告書にもあるとおり、現在、金融機関の気候変動に係る取組みを促していく観点から、顧客・投融資先支援や気候変動リスクの管理に関するモニタリング上のガイダンスの策定を進めており、今後、意見募集をさせていただきたい。

4. 自然災害について

- 火災保険水災料率の細分化に関する有識者懇談会については、現在、報告書の作成を進めており、2022年3月末を目途に公表を行う予定。
- 同年3月8日に開催した第5回会合においては、「報告書」の案について議論を行い、次のような意見を中心に取りまとめを進めていくこととしている。
 - ・ 水災料率の細分化は、保険料負担の公平性や水災リスクのアナウンスメント効果の観点から大きな意義があること。

- ・ 細分化の基礎データとしてハザードマップを用いることは、認知度等の観点から適当であるが、ハザードマップで示されていない内水氾濫や土砂災害等についても勘案することが重要であること。
- ・ 細分化後の料率較差は、リスク較差をそのまま反映するのではなく、高リスク契約者の保険購入可能性にも配慮した較差とすることが適当であること。
- ・ 細分化料率に用いる地域区分については、消費者の納得感や分かりやすさと、適正な募集の確保に向けたコスト等を勘案して設定する必要があること。

○ また、保険会社に期待される取組みとして、消費者の自然災害に関するリスク認識の向上や保険による備えの充実の観点から、水災リスク等に関する情報提供や、水災補償への加入勧奨等について、一層の取組みを求める意見も挙げられている。

○ 金融庁としては、こうした有識者の意見を反映して報告書案の作成を進めていくとともに、保険募集時の顧客への情報提供のあり方等について、損保業界との対話を行ってまいりたいと考えているので、引き続き、協力いただきたい。

○ また、自然災害に便乗した住宅の不正修理業者への対策について、年々トラブル相談件数が増加傾向にあることから、金融庁では、その対策を強化するため、1月末に損保協会および消費者庁と連携して、警察庁との面談を行った。これにより、不正修理業者への対応については4者間で問題認識が共有できた。今後は、損保協会の防犯対策協議会の枠組みなどを活用して、都道府県警と不正修理業者にかかる情報交換を行うなど、具体的な対応を進めていくことになると承知しており、各社においても、具体的事案の共有や警察への相談について損保協会と連携を図るなど、本問題に対する対応をお願いしたい。金融庁としても、この問題は契約者保護や火災保険料率の値上げ抑制の観点から高い問題意識を持っており、引き続き、業界とも連携してまいりたい。

5. 保険会社に係る新たな健全性政策について

- 経済価値ベースのソルベンシー規制（ESR）については、保険会社における新制度への必要な準備期間を踏まえて、2022 年中に第 1 の柱における標準モデルの考え方を中心とした制度の基本的な内容を暫定的に決定できるよう検討作業を進めている。
- この標準モデルのベースとなる ICS の基本設計は、我が国においても保険会社のあるべきリスク管理の実務やその向上に十分資するものと考えているが、国内規制では、我が国の実情に合った内容とすることが重要。また、外国保険会社特有の問題もあると考えている。
- 将来にわたり保険会社が保険契約者の様々な期待に応えつつその経営管理を高度化していくことが新たな健全性政策導入の目的であり、よりよい制度の実現に向けて、引き続き、協力をお願いしたい。

（以上）